

川崎市上下水道局規程第18号

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋 之

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程（昭和34年川崎市水道部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号中「職員の区分」を「自動車等の使用距離の区分」に、「同法」を「育児休業法」に改め、「得た額」の次に「を減じた額」を加え、同号アからスまでを次のように改める。

ア	片道5キロメートル未満	2,000円
イ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ウ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
エ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
オ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
カ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
キ	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
ク	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
ケ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
コ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
サ	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
シ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円

ス 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円

第3条第1項第2号スの次に次のように加える。

セ 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円

ソ 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円

タ 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円

チ 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円

ツ 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円

テ 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円

ト 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円

ナ 片道100キロメートル以上 66,400円

第3条第1項第3号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第4号中「2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては」を「交通機関等が2以上ある場合においては」に改める。

第5条に次の1号を加える。

(4) その他管理者が特に必要と認める場合

第11条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「期間（以下この条）の次に「、第12条の2第2項第2号」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 第1項に規定する第4項に規定する通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第3条第1項第5号に掲げる職員に係るものを除く。）及び第3条第1項第2号に定める額（同項第4号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第12条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、第1項に規定する第4項に定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第12条の2第1項第3号中「月又は」を「月若しくは」に改め、同条第2項第1号中「運賃等相当額等（第3条第1項第3号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）」を「通勤手当算出基礎額」に、「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び管理者が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

第12条の2第3項中「あるときは、」の次に「管理者の定めるところにより」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。